

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公表番号】特表2006-504729(P2006-504729A)

【公表日】平成18年2月9日(2006.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-006

【出願番号】特願2004-543049(P2004-543049)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/30	(2006.01)
A 6 1 K	8/60	(2006.01)
A 6 1 K	8/67	(2006.01)
A 6 1 K	8/72	(2006.01)
A 6 1 K	8/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	7/48	
A 6 1 K	7/00	C
A 6 1 K	7/00	F
A 6 1 K	7/00	H
A 6 1 K	7/00	J
A 6 1 K	7/00	N

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水中油型エマルションの形態の化粧品組成物であつて、連続水相が該組成物の0.1～2重量%の架橋コポリマーを含み、該架橋コポリマーが、

i) 架橋コポリマーの35重量%～94.5重量%の水溶性陰イオン性モノマー；
i i) 架橋コポリマーの5重量%～65重量%の水溶性非イオン性アクリレートモノマー；及び

i i i) 架橋コポリマーの0.005重量%～0.5重量%の二官能モノマー架橋剤；を含み、該組成物が更に該組成物の10重量%を超える水溶性皮膚有益剤を含むことを特徴とする化粧品組成物。

【請求項2】

前記架橋コポリマーが該架橋コポリマーの50重量%～70重量%の水溶性陰イオン性モノマーを含むことを特徴とする請求項1に記載の化粧品組成物。

【請求項3】

前記組成物の0.2重量%～0.8重量%の架橋コポリマーを含むことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の化粧品組成物。

【請求項4】

前記水溶性陰イオン性モノマーが、アクリル酸、メタクリル酸又はこれらの混合物を包含することを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 5】

前記水溶性非イオン性アクリレートモノマーが、アクリルアミド、メタクリルアミド、N-ビニルピロリドン、水溶性ヒドロキシ置換アクリル酸エステル若しくはメタクリル酸エステル又はこれらの混合物を包含することを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 6】

前記二官能モノマー架橋剤が、メチレンビスアクリルアミド、ジビニルピロリン及びアリル(メタ)アクリレート又はこれらの混合物を含むことを特徴とする請求項1～5のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 7】

前記水溶性皮膚有益剤が、ビタミンB₃化合物、保湿剤、パンテノール及び誘導体、アミノ酸、ビタミンC化合物又はこれらの混合物を含むことを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 8】

前記水溶性皮膚有益剤が、保湿剤を含むことを特徴とする請求項7に記載の化粧品組成物。

【請求項 9】

前記水溶性有益剤がグリセリンを含むことを特徴とする請求項8に記載の化粧品組成物。

【請求項 10】

前記グリセリンを、化粧品組成物の少なくとも10重量%含むことを特徴とする請求項9に記載の化粧品組成物。

【請求項 11】

0.05重量%～15重量%の界面活性剤を追加的に含むことを特徴とする請求項1～10のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 12】

前記界面活性剤が非イオン性界面活性剤を含むことを特徴とする請求項11に記載の化粧品組成物。

【請求項 13】

前記界面活性剤がセテアリルグルコシド及びセテアリルアルコールの混合物を含むことを特徴とする請求項11又は12に記載の化粧品組成物。

【請求項 14】

0.1重量%～10重量%の皮膚軟化剤を追加的に含むことを特徴とする請求項1～13のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 15】

0.1重量%～5重量%の粒子状物質を追加的に含むことを特徴とする請求項1～14のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 16】

前記油相は、組成物の0.1重量%～60重量%含むことを特徴とする請求項1～15のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 17】

シリコーン相を追加的に含むことを特徴とする請求項1～16のいずれか一項に記載の化粧品組成物。

【請求項 18】

前記シリコーン相が、シリコーンガム／油のブレンドを含むことを特徴とする請求項1～7に記載の化粧品組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

驚くべきことに、これらの架橋コポリマーは、高比率の水溶性皮膚有益剤を含む組成物に関連する粘着を大幅に低減することが見出された。理論に束縛されるものではないが、これらのコポリマーは、皮膚に適用された時に組成物の外表面上に被膜を形成することによって粘着を低減すると考えられている。該被膜は、消費者が感知できない前記コポリマー組成物によって形成され、皮膚と該被膜との間で水及びその中に含まれる水溶性皮膚有益剤をトラップし、もって、該組成物が使用者に粘着性を感じさせるのを防止すると考えられている。正確な機構は理解されていないが、系内の水溶性非イオン性アクリレートモノマーの存在は、この影響の達成において重要であると考えられる。これらのポリマーは、水中に懸濁された時に可塑化効果を提供することによって被膜形成を可能にすると考えられている。この被膜形成は、本明細書の組成物が局所適用された時に、抵抗を低減し、消費者の審美性を増強することもできる。